

## 平成 28 年度第 4 回岡山県環境審議会水質部会 議事概要

### 1 日時

平成 29 年 3 月 16 日 (木) 10:00～11:00

### 2 場所

ピュアリティまきび 2 階 エメラルド (岡山市北区下石井 2-6-41)

### 3 出席者

委員 5 名

### 4 議事要旨

#### 議事 (1) 第 8 次岡山県水質総量削減計画等について

審議の結果、事務局 (岡山県) の案について適当であると承認された。

(委員)

パブリック・コメントで『「Cc 等の値」について、わかりやすい説明を』との意見に対して、語句の言い換えをしているが、「化学的酸素要求量」といった専門用語についても、一般向けの注釈が必要ではという意図もあるかと思う。計画案の記述ではまだわかりにくいところもあるのではないか。

(委員)

素案を活かすとしたら、「こういうときは Cc 等の値という語句が使われており、Cc 等の値とはこういう意味だ」といったような説明でもいいのかもしれない。

(事務局)

化学的酸素要求量や窒素、りんといった単語への注釈については、瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画や環境基本計画といった、一般の方が見るものについては注釈や用語集を掲載している。総量削減計画はそれらの計画よりも専門的な性質が強いが、普段環境保全分野に携わっており化学的酸素要求量という言葉を知っている人ですら「Cc 等」というとわからないこともあるかと思われたため、「Cc 等というのは、総量規制基準を算定するための業種その他の区分ごとの化学的酸素要求量等の値のことである」と修正している。

また、化学的酸素要求量を説明するとしたら、有機物を酸化分解させる時に必要な酸素の量、などといった内容になるかと思うが、そもそも総量削減制度とは、といった知識も必要であり、その全てを今回の県計画で説明するのは難しい面がある。

(委員)

窒素やりんを除去しすぎずに少し排出する、という管理方法について、下水処理場には

何か通知などを出すのか。

(事務局)

実際に管理運転をしている下水処理場の状況について国土交通省の下水道部局が事例集を出しているのので、その周知など行っていきたい。

(委員)

下水処理場については年平均の濃度等の規制もあったかと思うが、それを守るために窒素やりんを除去する方向で頑張るならまだしも、ある程度緩めて運転するというのは難しいのではないか。

(事務局)

曝気槽の配置を変えたり送風量を変えたりといった方法で管理する方法については、ある程度知見が得られているので、そういった事例を参考に取る組むこととなる。管理者ができると思う範囲で少しずつ試行錯誤しながら、どの辺りでコントロールできるか確認していくこととなる。基準を緩和したからといって、多くの栄養塩を出さなければならないというものではなく、地元の漁業者等からの要望を受けて市町がそれに応えようとするに当たって、従来の規制基準は厳しかったので、近隣県と同程度まで緩めて、運転の技術的な幅を持たせられるように環境部局で準備するものである。季節別の運転ができるかどうかという点については、関係者との調整も踏まえながら下水道管理者である市町が判断することとなる。

(委員)

国のいう順応的な管理自体はいいことだと思う。実現に当たってまとめ・実行・検証といった役割分担は明らかにしておく必要があると思うが、いかがか。

(事務局)

先行事例を見ると、下水処理場の水質については下水道管理者が日々チェックをしていくこととなる。今回の緩和は他県並みの規制基準にするものであり、海域に大きな影響が出るとは考えにくいですが、管理運転は漁業者からの要望を受けて行うものであることから、海域の水質については水産部局や環境部局の研究機関が見て、ノリの状況については水産部局の専門家が見ていくようになると考えている。

(委員)

運転方法を緩めたら濃度が高くなりすぎた、ということが起きそうだが、その場合何かペナルティは科されるのか。

(事務局)

各下水処理場に適用される基準の範囲内で運用することとなるので、現状も基準の5～6割程度の水質となるように運転していると聞いている。そのため、例えば基準が20 mg/Lのところ実情は10 mg/L程度で運転していたものを、今回の緩和により、安全率を見て15 mg/L程度で運転をするものと思われる。

(委員)

藻場の回復については長期的な変化を見る必要もあるかと思うが、その辺りは水産研究所などで調査されているのか。

(事務局)

藻場の回復については、県の他に各地の地域の活動が盛り上がってきており、日生地区のみならず笠岡や県中部の地域でも協力体制ができつつある。そういった活動が根付くと、種蒔きが恒例行事になったり、長期的なモニタリングの目も出てくるなど、官民一体の体制になると思われる。

(委員)

地元の漁業者がよく知っていると思うので、積極的に取り組んでいただくのがいいと思う。

(事務局)

その中で技術的な指導であれば水産研究所、行政面の調整であれば県の水産課が行うなどといった体制になるかと思われる。

(委員)

削減目標量について、平成26年度の実績と比べて化学的酸素要求量とりん含有量について生活系をより削減することとなっているが、より削減できるとした理由は。また、産業系については削減しないのか。

(事務局)

生活排水については、未処理であった雑排水の負荷量を、下水道や浄化槽の整備・普及により処理できるようになる点大きい。産業系については総量規制基準や排水基準によりこれまでも負荷量の削減に取り組んできており、更なる削減は難しいと思われることから、横ばいとしている。

(委員)

パブリック・コメントへの回答について、意見を受けたが案に反映していないものもあるが、意見を出した人には個別に回答はするのか。この制度については、提案した人に対する回答方法など、もう少し工夫した方がいいと思う。

(事務局)

回答は基本的には公表としている。パブリック・コメントはおかやま県民提案制度として全庁同じスタイルで行っているため、このような形になっている。

また、干潟・藻場や行政機関との連携については、総量削減計画にも記載しているが、基本的には瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画に盛り込んでいる内容であるので、そちらで対応する。

庁内には様々な部局があり、それぞれの考えもあるので、回答は関係各課に照会しながら作成しているところである。

(委員)

総量削減計画等について、削減もするが窒素やりんを緩和するということは、冬季の栄養塩が求められる時期に管理運転などを通じて積極的に漁業資源に栄養塩を供給することを求められている、という認識でよいか。

(事務局)

そのとおりである。国の中央環境審議会において「豊かな海」を目指すことが示されたり、瀬戸内海の環境の保全に関する基本計画が改正されたりなど、生物や漁業に対して一層の取組が求められているなかで、一つの手段として挙げられている。